

平成19年3月
警 察 庁

届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則案に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成19年1月15日から同年2月13日までの間、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則案（以下「規則案」といいます。）に対する意見の募集を行いました。

届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則が平成19年3月9日に公布されるに当たり、次のとおり、意見の募集結果を公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第5号)

2 命令等の案を公示した日

平成19年1月15日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

26件の御意見を頂きましたが、頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

なお、頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています(整理・要約をしていないものについては、警察庁情報公開室において閲覧に供します。)

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、別紙2のとおり修正することといたしました。

なお、規則案の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

5 参考

頂いた御意見の総数 26件

(内訳)

電子メール 24件

F A X 2件

郵 送 0件

【略語】

「法」：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

「施行令」：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第44号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）

「規則」：届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第5号）

1 届出の手續（第1条関係）

(1) 第1項関係

ア 定期的に運搬を行っている場合には、まとめて運搬届出書の提出を行うことができるようにすべきである。

(答) まとめて提出を行うことができるようにすべきであるとの御意見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、病原体等の運搬について、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」といいます。)への届出を義務付け、その指示に服せしめることにより、その盗取、所在不明その他の事故の発生を防止することとした法の趣旨を踏まえると、例えば、個別具体的な運搬の日時を特定することなく、一定の期間中、病原体等所持者の判断により、適宜運搬を行うことを内容とするような届出を行うことができることとするのは、公安委員会による病原体等の安全確保のための措置を著しく困難にするものであり、適当でないものと考えます。これに対し、例えば、個別具体的な運搬計画に関する複数の運搬届出書の提出を同一の機会に行うことは、今回の規則の下でも可能であると考えられます。

イ 一つの法人が一つの公安委員会の管轄区域内に複数の事業所を有している場合には、当該公安委員会との合意により、一定の期間中、病原体等单位で一つにまとめて運搬届出書の提出を行えるようにすべきである。また、このような届出を可能とするため、別記様式を修正すべきである。

(答) 病原体等单位で一つにまとめて運搬届出書の提出を行えるようにすべきであるとの御意見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、公安委員会への届出を義務付け、その指示に服せしめることにより、その盗取、所在不明その他の事故の発生を防止することとした法の趣旨を踏まえると、例えば、個別の運搬ごとに届出を行わなくても、一定の期間中に病原体等所持者が自由に運搬を行うことを可能にするような

届出を認めることは、公安委員会による病原体等の安全確保のための措置を著しく困難にするものであり、適当でないものと考えられます。これに対し、例えば、個別具体的な運搬計画に関する複数の運搬届出書の提出を同一の機会に行うことは、今回の規則の下でも可能であると考えられます。

(2) 第2項関係

ア 届出に係る運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合には、当該届出対象病原体等の出発地以外の公安委員会に対する運搬届出書の提出は、出発地の公安委員会を経由して行うことができるようにすべきである。

(答) 規則第1条第2項に規定しているとおり、届出に係る運搬が2以上の公安委員会にわたることとなる場合には、出発地の公安委員会以外の公安委員会への届出書の提出は、その出発地の公安委員会を通じて行うこととしております。

(3) 第3項関係

ア 公安委員会による運搬証明書の発行期限を明記すべきである。

(答) 規則第1条第3項の運搬届出書の提出期限に関する規定は、運搬届出書の受理後、運搬証明書の交付手続等に必要な期間を確保するために設けられたものであり、当該期限までに適法な届出書の提出がなされれば、その運搬予定日までに運搬証明書を交付することを予定しているものです。したがって、これに加えて、運搬証明書の発行期限に関する規定を設ける必要はないと考えられます。

イ 病原体等を緊急に輸送する必要がある場合については、第3項に規定する運搬届出書の提出期限に従わなくてもよいこととすべきである。

(答) 御意見を踏まえ、規則第1条第3項に、急を要するためやむを得ないと公安委員会が認めた場合における提出期限の例外についての規定を置くこととしました。

2 指示(第3条関係)

(1) 三種病原体等の運搬に係る指示について、「届出対象病原体等の積卸し又は一時保管をする場所」、「車両により運搬する場合における届出対象病原体等の積載方法、当該車両の駐車場所及び車列の編成」、「見張人の配置その他届出対象病原

体等への関係以外の者の接近を防止するための措置」及び「届出対象病原体等の取扱いに関し知識及び経験を有する者の同行」は、過度な要求であり、不要ではないか。

(答) 法第56条の27第2項の規定による公安委員会の指示については、「都道府県公安委員会は・・・必要な指示をすることができる」との規定から明らかとなり、各号に掲げられている事項の中から個別の運搬に関して必要な事項を選択して指示を行うことを予定したものであり、必ずしもあらゆる運搬に関し、すべての事項についての指示を行うという趣旨ではありません。

具体的な事案においていかなる指示を行うかは、各公安委員会において、個別具体的な事案に応じ、病原体等の危険性に加え、事件事故の発生^{そと}の蓋然性、交通の状況、他の安全確保方策の措置状況等種々の事情を勘案して適切に判断していくべきものと考えております。

(2) 公安委員会による指示の基準が明確でないことから、専門家の意見等を聴取してマニュアル等を作成し、これを指示の基準とすべきである。

なお、三種病原体等の運搬については、一種病原体等や二種病原体等ほど厳格であるべき科学的根拠が薄い。

(答) 公安委員会においては、個別具体的な事案に応じ、病原体等の危険性をも適切に踏まえた指示を行っていくこととなりますが、指示内容の決定は、病原体等そのものの危険性だけではなく、事件事故の発生^{そと}の蓋然性、交通の状況、他の安全確保方策の措置状況等を踏まえて行うものです。したがって、指示の内容については、個別具体的な事情に応じて判断せざるを得ない部分が少なくないものと考えておりますが、関係機関等とも協議しつつ、御意見のマニュアルの整備を含め、できる限りその斉一性が図られるようにするための方策を検討していきたいと考えております。

(3) 運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合には、当該運搬の経路を管轄する公安委員会間において、指示内容に齟齬^{そご}が生じる可能性があるため、指示の基準を示すべきである。

(答) 施行令第24条第1項は、運搬が2以上の都道府県にわたることとなる場合における関係公安委員会間の連絡について規定しており、当該規定等に基づき、関係公安委員会は、指示内容に齟齬^{そご}が生じないよう必要な調整を行うこととなっております。

また、公安委員会においては、運搬の対象となる病原体等そのものの危険性に加え、事件事故の発生蓋然性、交通の状況、他の安全確保方策の措置状況等を踏まえて指示を行う必要があり、その指示の内容についても、個別具体的な事情に応じてその内容を判断せざるを得ない部分が少なくないものと考えておりますが、できる限りその斉一性が図られるようにするための方策を検討していきたいと考えております。

(4) 一種病原体等については、現金輸送を想定すれば十分である。また、二種病原体等及び三種病原体等については、通常の輸送を想定すれば十分である。

(答) 「現金輸送」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、病原体等の運搬については、盗取、所在不明その他の事故の発生により、その病原体等による感染症のまん延を招来する可能性があることも踏まえて、適正な運搬がなされる必要があるものであり、御指摘の「現金輸送」とは質的に異なるものと考えられます。また、「通常の輸送」についても、その御趣旨が必ずしも明らかではありませんが、公安委員会においては、運搬対象となる病原体等の危険性だけでなく、事件事故の発生蓋然性、交通の状況、他の安全確保方策の措置状況等を踏まえ、適切に法第56条の27第2項の規定による指示を行うべきものであり、御意見のように当該物質の危険性のみをとらえて、運搬方法を定めることは適当ではないと考えられます。

(5) 運行責任者や同行者については、運送を委託された運送会社に所属する者でよいこととしていただきたい。

(答) 当該運送会社が法第56条の27第1項における運搬を委託された者に該当する場合には、基本的には当該運送会社の従業員を運行責任者とすべきものと考えられます。同行者については、届出対象病原体等の取扱いに関し知識及び経験を有する者であれば、運送会社の従業員でも差し支えありません。

(6) 第4号の「見張人」や第5号の「同行者」については、バイオテロに使用される可能性のある病原体の場合は、武装した警官等であるべきである。

(答) 規則第3条第4号の見張人や第5号の同行者については、基本的には届出対象病原体等の運搬を行う者において配置すべきものと考えております。

なお、御指摘のバイオテロ等の発生蓋然性その他の事情を踏まえ、必要に応じ

て、警察としても警戒措置を講ずる場合があり得るものと考えております。

(7) 事故発生時の対応に備えて、届出用紙に「事故発生時の連絡先」を設けるべきではないか。

(答) 運搬中に事故が発生した場合に届出対象病原体等の運搬を行う者が適切な措置をとることができるよう準備をしておく必要があることは御指摘のとおりです。

御指摘の届出書には「事故発生時の連絡先」欄を設けてはおりませんが、公安委員会においては、届出対象病原体等の運搬を行う者が適切に対処できるようにするため、個別の運搬届出における具体的な事情に応じ、専門的知識を有する者の同行、関係機関との連携体制の確保等を指示する考えです。

3 その他

(1) 届出対象病原体等の運搬を行う者について、警備業者に限るなどの資格要件を規定すべきである。

(答) 規則案においては、個別具体的な運搬の計画に応じ、見張人の配置その他届出対象病原体等への関係者以外の者の接近を防止するための措置、届出対象病原体等の取扱いに関し知識及び経験を有する者の同行等につき、公安委員会が指示を行うこととなっており、これらの措置を通じて運搬の安全を確保することが可能であること、また、病原体等を所持している機関の職員自身が運搬する場合もあること等を踏まえ、運搬を行う者自身についておよそ警備業の資格を有していなければならないこととするなどの要件を規定することは適当でないと考えます。

修正後	公示した案
<p>(届出の手續)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の運搬届出書の提出は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日(急を要するやむを得ない理由があると当該公安委員会が認めた場合には、その認めた日)までにしなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該届出に係る運搬が一の公安委員会の管轄する区域内においてのみ行われる場合 当該運搬の開始日の一週間前の日</u></p> <p>二 <u>前号の場合以外の場合 当該運搬の開始日の二週間前の日</u></p>	<p>(届出の手續)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の運搬届出書の提出は、<u>当該運搬が一の公安委員会の管轄する区域内においてのみ行われる場合にあっては運搬開始の日の一週間前までに、その他の場合にあっては運搬開始の日の二週間前までにしなければならない。</u></p>